

●総務省告示第225号

地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定に基づき、昭和38年
自治省告示第158号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを定め
る件）の一部を次のように改正し、平成24年度分の固定資産税から適用する。

平成21年4月1日

総務大臣 鳩山 邦夫

別表第13-7（2）中「冷凍倉庫用のもの」を「冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏
十度以下に保たれる倉庫）」に改める。